

議案第13号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年8月24日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の41の項の次に次のように加える。

41 の2	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の3の2第1号イからへまでに掲げる事項についての確認の申請に対する審査	低未利用土地等確認申請手数料		1件につき 300円
----------	---	----------------	--	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。